

旭市公共工事に要する経費の前金払取扱要綱新旧対照表

現行			改正後			備考
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)			
工事等	割合	充当経費	工事等	割合	充当経費	
(工事) 1件の請負代金額が500万円以上の建設工事(建設工事の設計及び調査並びに建設工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。)	請負代金額 の <u>3割5分以内</u>	当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費	(工事) 1件の請負代金額が500万円以上の建設工事(建設工事の設計及び調査並びに建設工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。)	請負代金額 の <u>4割以内</u>	当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費	
一略一			一略一			